

西海薬局 調剤報酬点数表（令和7年度）

調剤技術料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料	処方箋受付1回につき	異なる保険医療機関の複数処方箋の 同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
調剤基本料1		45点
後発医薬品調剤体制加算 3	後発医薬品の調剤数量が90％以上	30点
医療DX推進体制整備加算 1	電子処方箋、電子薬歴、マイ付保 45％以上、マイ付保 相談ほか、月1回まで	10点
薬剤調製料		
内服薬	1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬		21点
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
麻薬等加算(麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬)	1調剤につき	麻薬70点、麻薬以外8点
自家製剤加算(内服薬)	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤	錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき20点
液剤		45点
自家製剤加算(屯服薬)	1調剤につき	
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤		90点
液剤		45点
自家製剤加算(外用薬)	1調剤につき	
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リメント剤、坐剤		90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤		75点
液剤		45点
計量混合調剤加算	1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤		35点
散剤、顆粒剤		45点
軟・硬膏剤		80点
夜間・休日等加算	処方箋受付1回につき	40点

薬学管理料

項目	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料	処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬あり	内服薬1剤につき、3剤分まで	7日分以下4点、8～14日分28点 15～28日分50点、29日分以上60点
② ①以外		4点
重複投薬・相互作用等防止加算	処方変更あり	残薬調整以外40点、残薬調整20点
調剤管理加算	複数医療機関から合計6種類以上の内服薬が処方されている患者	初来局時3点 2回目以降(処方変更・追加)3点
医療情報取得加算	オンライン資格確認体制、1年に1回まで	1点
服薬管理指導料	処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
通常	3カ月以内の再調剤(手帳による情報提供あり)または それ以外	再調剤45点、それ以外59点
特定薬剤管理指導加算3 ロ)	選定療養(長期収載品の選択)等の説明、対象薬の最初の処方時1回	10点
かかりつけ薬剤師指導料	処方箋受付1回につき、服薬情報等提供料の併算定不可	76点
外来服薬支援料2	一包化支援、内服薬のみ	34点/7日分、43日分以上240点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者1人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、 注射による麻薬投与が必要な患者、 中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで) 保険薬剤師1人につき週40回まで(①～④合わせて)	650点
② 単一建物患者2～9人		320点
③ 単一建物患者10人以上		290点
④ 在宅患者オンライン薬剤管理指導料		59点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応※振興感染症対応	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、注射による 麻薬投与が必要な患者は、①②を合わせ原則として月8回まで) 主治医と連携する他の保険医の指示でも可	500点
② ①・③以外		200点
③ 在宅患者緊急オンライン薬剤管理指導料		59点

薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料(所定単位につき15円以下の場合)	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃 (所定単位につき15円を超える場合)	〃	10円又はその端数を増すごとに1点

介護報酬（令和6年度）

項目	主な要件、算定上限	単位
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者1人	合わせて月4回まで(末期の悪性腫瘍の患者、 注射による麻薬投与が必要な患者、 中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで)	518単位
② 単一建物居住者2～9人		379単位
③ 単一建物居住者10人以上		342単位
④ 情報通信機器を用いた服薬指導		46単位